

事務連絡
令和2年5月29日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童福祉主管部局・ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障害保健福祉部局 御中
介護保険担当主管部局

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

移行期間における子ども食堂の運営について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）等に基づき取り組んでいただいているところです。

今般、令和2年5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言が解除され、同日、基本的対処方針についても緊急事態宣言の解除を踏まえた改定が行われたところです。

これまでも累次の事務連絡（令和2年3月3日付け、同年3月13日付け、同年3月24日付け、同年4月2日付け、同年4月8日付け及び同年5月8日）において、新型コロナウイルス感染症対策として子ども食堂において留意すべき事項等をお示ししてきたところですが、今般、下記の通り、改めて緊急事態宣言の解除及び基本的対処方針の改定を踏まえた留意点とともに、子ども食堂が活用できる施策等をお示しします。

子ども食堂は、子どもの食事の確保はもとより、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供するものであり、国としてもしっかりと支援をしていきたいと考えています。各都道府県におかれては、下記を参考にしつつ、引き続き、子ども食堂の運営に格別の配慮をお願いするとともに、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

記

1 緊急事態宣言の解除及び基本的対処方針の改定を踏まえた留意点

基本的対処方針においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされています。

また、「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）において、移行期間における施設の使用制限等について、以下の通り示されたところです。

- ・ 移行期間については5月25日から7月31日までの約2か月間（感染の状況を見つつ延長することがあり得る。）とし、移行期間中において、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等について、6月1日、6月19日、7月10日から、それぞれ段階的に緩和することとする。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設のうち、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種については、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを徹底するよう強く促す一方で、当該ガイドラインが実践されることを前提に、施設の使用制限等の協力要請を行っている場合はこれを緩和すること。
- ・ 現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種については、安全に業務を行うことができるよう、施設や業種の特性等に応じた感染防止策を精査の上、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等による感染防止策が策定され、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられるまでは、引き続き、地域の感染状況等を踏まえて慎重に検討を行うこと。

子ども食堂を運営するにあたっては、引き続き、新しい生活様式等に沿って徹底した感染防止対策を講じることを前提として、地域の感染状況を踏まえつつ、衛生主管部（局）ともご相談いただきながら、その実施方法について検討をいただくようお願いいたします。

なお、実施方法を検討いただくにあたっては、これまでの累次の事務連絡において、子ども食堂が地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえた留意点として、感染拡大の防止に向けた対応のほか、

- ・ 子ども食堂の活動において活用可能な政府の施策や、当該施策を活用した柔軟な運営が可能であること
- ・ 民間企業や地方公共団体、子ども食堂の運営者等との連携協力が重要であること
- ・ 子ども食堂とフードバンクとが協力し、子ども食堂において未利用食品を効果的に活用し、配布することが考えられ、農林水産省が実施する新しい事業の活用等が可能であること
- ・ 地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大の防止に向けた対応を行うことを大前提として、公民館などの社会教育施設等を利用して子ども食堂を運営することも考えられること

などをお示ししているところ、これに加え、下記2～5の支援策についてもご活用いただきながらご対応いただくよう、お願いいたします。

2 子どもの見守りを行う子ども食堂等への補助について

児童虐待のリスクの高まりに対応するため、「『子どもの見守り強化アクション

ョンプラン』の実施について」（令和2年4月27日付け子発0427第3号）を
発出し、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、支援対象児童等
の状況を電話や訪問等により定期的に確認し、必要な支援につなげるとともに、
民間団体等にも幅広く協力を求め、様々な地域ネットワークを総動員して、地
域の見守りの体制を強化することとしています。

5月27日に閣議決定された令和2年度第2次補正予算案においては、こうし
た子どもの見守り体制を強化するため、子ども食堂や子どもに対する宅食等の
支援を行う民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として
登録されている子ども等の状況の把握や食事の提供等に要する経費を補助する
「支援対象児童等見守り強化事業」を盛り込んでいますので、ご了承ください。

なお、申請手続き等については、補正予算案の審議の状況等を踏まえて、追
ってご連絡いたします。

（支援対象児童等見守り強化事業概要）

補助基準額：1か所あたり8,313千円

※民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業実施に係る経費
補助率：10/10（定額）

実施主体：市区町村

対象団体：子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等

対象期間：令和2年4月1日に遡及して適用予定

3 「生活を守る」プロジェクトチームにおける議論について

子ども食堂等を活用した居場所づくり、見守り支援等については、4月14日に
厚生労働省に設置した「生活を守る」プロジェクトチームにおいても、緊急に取り
組むべき事項として、感染防止に配慮した好事例の横展開等が指摘されているとこ
ろです。好事例については、今後、収集の上、公表を予定しています。

また、共同募金会では、3月から「臨時休校中の子どもと家族を支えよう緊急支
援募金」として、感染防止に配慮した子ども食堂等の居場所づくりや見守りを兼ね
た配食活動を行うNPO等の民間団体への助成を行っています。

貴管内の子ども食堂等も対象となる可能性がありますので、積極的な周知を
お願いいたします。

4 子ども食堂に対する政府備蓄米の無償交付について

農林水産省では、学校給食等に使用する米の一部に対し政府備蓄米を無償で
交付しています。今般、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、子ども食堂
等における食事提供が学校給食の補完機能を果たす等の役割が改めて再認識さ
れたことから、新たに、子ども食堂等に対しても、食育の一環として、政府備
蓄米を無償交付することとしています。

貴管内の子ども食堂から本取組の申請に関する具体的な相談があった場合
は、末尾の農林水産省照会先をご紹介しますようお願いいたします。

5 子ども食堂への食材提供について

「子ども食堂の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ
た対応について（その2）」（令和2年5月8日付け厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）記3①において、農林水

産省が実施する新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者等から発生する未利用食品の利用促進に係る取組のうち、「学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策」についてご案内したところです。

今般、当該事業について、別添9のとおり、休業等により発生する未利用食品の有効活用のため、フードバンクの運搬用車両や倉庫の賃借料を支援対象に追加することとしました。子ども食堂とフードバンクが協力して、当該事業を活用することで、子ども食堂においても未利用食品を効果的に活用する取組が進むと考えられます。

また、同事務連絡記3②において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け在庫の滞留等が生じている品目の販売促進のため、食育の取組を行う子ども食堂等で使用する食材費等の支援についてご案内したところです。

今般、別添10のとおり、食材の提供等を希望する事業者の募集がホームページで行われていますので、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

(別添1)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
＜内閣官房ホームページ＞
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0525.pdf

(別添2)

- ・「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
＜内閣官房ホームページ＞
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

(別添3)

- ・業種別ガイドラインについて
＜内閣官房ホームページ＞
https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200526.pdf

(別添4)

- ・令和2年度厚生労働省第二次補正予算案について
P64「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り体制の強化参照
＜厚生労働省ホームページ＞
<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/dl/20hosei04.pdf>

(別添5)

- ・子どもの見守り強化アクションプランについて
＜厚生労働省ホームページ＞
<https://www.mhlw.go.jp/content/000625488.pdf>

(別添6)

- ・「生活を守る」プロジェクトチームについて

<厚生労働省ホームページ>

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakaihosyou_458538_00001.html

(別添 7)

- ・臨時休校中の子どもと家族を支えよう緊急支援募金について

<中央共同募金会ホームページ>

<https://www.akaihane.or.jp/news/10716/>

(別添 8)

- ・子ども食堂等に対する政府備蓄米の無償交付について

<農林水産省ホームページ>

https://www.maff.go.jp/j/press/seisaku_tokatu/b_taisaku/200526.html

(別添 9)

- ・学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策について

<農林水産省ホームページ>

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html

(別添 10)

- ・食育等推進事業について

<農林水産省ホームページ>

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/hanbaisokushin/PR_syokuiku.pdf

<食育等推進事業事務局ホームページ>

<https://syokuikusuishin.jp/>

※過去の事務連絡については以下の一覧をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09853.html

【照会先】

(記1 子どもの生活・学習支援事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

(記1 子どもの学習・生活支援事業)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：03-5253-1111(内線 2879)

(記1 地域活動支援センター事業)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 地域生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 3075)

(記1 介護予防・日常生活支援総合事業)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係
電話：03-5253-1111(内線 3986)

(記1 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業))

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係
電話：03-5253-1111(内線 3947)

(記2 支援対象児童等見守り強化事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室調整係
電話：03-5253-1111(内線 4896、4862)

(記3 「生活を守る」プロジェクトチーム)

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室
電話：03-5253-1111(内線 7697)

(記4 政府備蓄米の無償交付)

農林水産省政策統括官付穀物課
電話：03-3502-8111(内線 4239)

(記5 フードバンク活用の促進対策)

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課
電話：03-3502-8111(内線 4319)

(記5 国産農林水産物等販売促進緊急対策事業)

農林水産省大臣官房政策課国産販売促進チーム
電話：03-3502-8111(内線 3089)